



# 鳥取県公報

令和元年8月28日(水)  
号外第33号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	星空保全地域の指定(204) (環境立県推進課) . . . . .	2
	星空保全照明基準の設定(205) (〃) . . . . .	2
	星空保全照明基準の一部改正(2件) (206・207) (〃) . . . . .	3

# 告 示

## 鳥取県告示第204号

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第10条第1項の規定に基づき要請のあった区域について、次のとおり星空保全地域を指定したので、同条第3項の規定において準用する同条例第9条第6項の規定により告示する。

令和元年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 星空保全地域の名称  
若桜町星空保全地域
- 2 星空保全地域に指定する区域  
若桜町の区域の全部

## 鳥取県告示第205号

鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第1項の規定に基づき、若桜町星空保全地域に係る星空保全照明基準を次のとおり定めたので、同条第7項の規定により告示する。

令和元年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 若桜町星空保全地域星空保全照明基準

照明器具の種類	項 目	基 準				
屋外照明器具	設置の位置	照明の目的を達成するのに必要な最小限の箇所に設置して使用すること。				
	照射の方向	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">ナイター照明器具以外</td> <td>                     1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。                      2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ナイター照明器具</td> <td>光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。</td> </tr> </table>	ナイター照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。	ナイター照明器具	光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。
	ナイター照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。				
	ナイター照明器具	光害防止対策の措置がされた投光器を用いるとともに、下向き照射を基本として設置の方法等を検討し、上方への漏れ光を抑制すること。				
使用の時間	ナイター照明器具は、午後10時までの使用とする。					
設置の位置	必要最小限の箇所に設置して使用すること。					
建築物等を照射する照明器具	照射の方向	1 次の要件を満たすよう設置して使用すること。 ア 下向き照射とすること。 イ 建築物等のみを照射すること。 2 その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。				
	輝度	照射される建築物等の表面の輝度は、5カンデラ毎平方メートル以下とする。				
	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。				
広告物照明器具	照射の方向	1 広告物を外部から照射する場合においては、次の要件を満たすよう設置して使用すること。				

		<p>ア 下向き照射とすること。</p> <p>イ 広告物のみを照射すること。</p> <p>ウ その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。</p> <p>2 広告物本体が発光する場合又はその内部が発光する場合においては、その縁が広告物の中心よりも低い位置となるよう広告物の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。</p>
	輝度	広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。
一時的な催物の演出を目的として特定の対象物（建築物等を除く。）を照射する照明器具	照射の方向	上方への漏れ光を抑制するよう配慮すること。
	使用の時間	午後10時までの使用とする。ただし、1日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りでない。
	輝度	照射する対象物の表面の輝度は、演出の目的を達成するために必要な最小限度のものとする。

備考

- 1 「屋外照明器具」とは、道路、駐車場、庭園その他の屋外の場所において必要な明るさを確保する目的で設置し、使用する照明器具（イルミネーションの用に供するものを除く。）をいう。
- 2 「建築物等」とは建築物、工作物その他の施設をいい、「建築物等を照射する照明器具」とは建築物等の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具をいう。
- 3 「広告物照明器具」とは、広告物の外観を照射する目的で設置し、使用する照明器具又は広告物本体若しくはその内部が発光する広告物をいう。
- 4 「ナイター照明器具」とは、屋外照明器具のうち、屋外運動施設、野外劇場その他の屋外における運動競技又は催物を目的とする施設の夜間利用（当該目的に係るものに限る。）を行うため設置し、使用する照明器具をいう。
- 5 上方光束比は、光源全体から出る光束のうち水平より上方に向かう光束の比率とする。
- 6 照射される建築物等の表面の輝度は、平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値とする。
- 7 広告物の表面の輝度は、次のいずれかによるものとする。
  - (1) 広告物の外観を照射するとき 平均照度に面の反射率を乗じて得た数を円周率で除して得た数値
  - (2) 広告物本体又はその内部が発光するとき 広告物の表面の輝度を測定して得た数値
- 8 平均照度及び輝度の測定方法は、日本産業規格C7612及びC7614による。
- 9 個人の住宅に係る照明器具については、この基準は適用しない。

鳥取県告示第206号

平成30年鳥取県告示第230号（星空保全照明基準の設定について）の一部を次のように改正したので、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第9項において準用する同条第7項の規定により告示する。

令和元年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

鳥取市佐治町星空保全地域星空保全照明基準

照明器具の種類	項目	基準
屋外照明器具	略	
	照射の方向	1 略 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。 <u>ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。</u>
略		

備考

1～6 略

7 平均照度及び輝度の測定方法は、日本産業規格 C7612及びC7614による。

8 略

照明器具の種類	項目	基準
屋外照明器具	略	
	照射の方向	1 略 2 1以外の照明器具を設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
略		

備考

1～6 略

7 平均照度及び輝度の測定方法は、日本工業規格 C7612及びC7614による。

8 略

鳥取県告示第207号

平成30年鳥取県告示第425号（星空保全照明基準の設定について）の一部を次のように改正したので、鳥取県星空保全条例（平成29年鳥取県条例第47号）第11条第9項において準用する同条第7項の規定により告示する。

令和元年 8 月 28 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後				改正前			
日南町星空保全地域星空保全照明基準							
照明器具の種類	項目	基準		照明器具の種類	項目	基準	
屋外照明器具	略			屋外照明器具	略		
	照射の方向	ナイター照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を		照射の方向	ナイター照明器具以外	1 垂直に設置した場合の上方光束比が5パーセント以下となる照明器具を、当該数値以下となる向きに設置して使用すること。 2 1以外の照明器具を

		設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。ただし、工事又は一時的な催物の夜間における安全の確保のために必要な範囲内で設置し、使用する照明器具については、この限りでない。
	略	
略	略	
略	略	
広告物	略	
照明器具	輝度	広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。
一時的な催物の演出を目的として特定の対象物（建築物等を除く。）を照射する照明器具	照 射 の 方 向	上方への漏れ光を抑制するよう配慮すること。
	使 用 の 時 間	午後10時までの使用とする。ただし、1日を超えない期間の催物で使用する場合は、この限りでない。
	輝度	照射する対象物の表面の輝度は、演出の目的を達成するために必要な最小限度のものとする。
備考		
1～7 略		
8 平均照度及び輝度の測定方法は、 <u>日本産業規格 C7612及びC7614</u> による。		
9 略		

		設置し、使用する場合は、その縁が光源の下端よりも低い位置となるよう照明器具の上部に傘その他の遮へい物を設置し、上方に光が漏れないようにすること。
	略	
略	略	
略	略	
広告物	略	
照明器具	輝度	広告物の表面の輝度は、400カンデラ毎平方メートル以下とする。
備考		
1～7 略		
8 平均照度及び輝度の測定方法は、 <u>日本工業規格 C7612及びC7614</u> による。		
9 略		